

大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハの規定に基づき 環境大臣が定めるもの（案）について（概要）

令和 2 年 8 月
環境省水・大気環境局大気環境課

1. 制定の趣旨

本年 6 月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 39 号）の施行に向け、大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。）の改正を本年秋に予定している。現行の規則別表第 7 では、特定粉じん排出等作業の作業基準を定めているところ、今般の規則改正により、石綿を含有する建築材料のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものについては、飛散性の観点から別に作業基準を設けることとする予定である。このため、当該建築材料を定める告示を制定する。

なお、本告示案の意見公募開始と同日より、「大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」につき意見公募が開始されており、本告示案は当該省令案の内容を踏まえた改正内容とする。

2. 告示の概要

石綿を含有する建築材料のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものについて、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。

3. 告示日等（予定）

告 示 日：令和 2 年 10 月上旬
施行期日：令和 3 年 4 月 1 日